
住民記録システム標準仕様書 【第2.0版】 (改正概要)

令和3年8月31日

住民記録システム標準仕様書【第2.0版】 改正概要

1. デジタル手続法(令和元年法律第16号)による 住民基本台帳法の改正に伴う対応

(改正内容)

行政のデジタル化を推進するため、住民票記載事項通知(9条2項)、戸籍照合通知(19条2項)等の市町村間の通知について、紙によるやりとりに替えて、電子的に送受信するものとする。

(本仕様書への反映)

ワンストップ実現の観点から、住民票記載事項通知、戸籍照合通知等の通知に係る情報を自動で取り込む機能を追加する。

2. デジタル社会形成整備法(令和3年法律第37号)による 住民基本台帳法の改正に伴う対応

(改正内容)

マイナンバーカード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、予め転出地市区町村から通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

(本仕様書への反映)

転入届の届出前に転出地市区町村から転出証明書情報の通知を受け取る機能、転入届に予め印字する機能等を追加する。

3. DV等支援措置機能要件の見直し

全国照会における地方公共団体等からの意見を踏まえ、支援者情報の閲覧権限を強化するほか、仮支援措置期間の経過を知らせるアラート機能等を追加する。

4. 業務要件の追加

本仕様書で取り扱う住民基本台帳業務の対象範囲等を明確化する観点から、業務概要(全体図)、情報システム化の範囲、システム構成図を追加する。

5. マイナポータル等との連携機能の追加

全ての自治体においてマイナポータル等と接続される環境が整うことを想定して、マイナポータル等により入力されたデータを自動で取り込む機能を追加する。

6. データ要件・連携要件

・データ要件、連携要件の標準化についてはIT室(デジタル庁)を中心に検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。

・本仕様書についても、IT室(デジタル庁)を中心にこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。